

問 個人課税部門 (☎6216144)

問 税務課 (☎6516508)

確定申告についてのご案内

◆マイナンバーの記載が必要です

平成28年分からの所得税等の確定申告には、「個人番号(マイナンバー)」の記載が必要です。

※マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者ご本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

◆医療費控除は領収書の提出が不要となりました

平成29年分の確定申告から、領収書の提出が不要となりました。申告の際は、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」が必要です。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

※セルフメディケーション税制を適用する場合は、「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要になります。制度の詳細は国税庁ホームページをご覧ください。



◆申告書は自宅で作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、ご自宅のパソコン等から申告書を作成することができます。このコーナーでは、給与所得者または年金所得者向けの申告書作成画面を用意しています。初めての人でも操作しやすい画面となっておりますので、ぜひご利用ください。

作成した確定申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダーライターを準備すれば、「e-Tax(電子申告)」を利用して提出できます。また、印刷して郵送等により提出することもできます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

軽自動車のグリーン化特例が延長され、平成30年度も行われます。

これにより、排出ガス性能および燃費性能の優れた対象車両については、初年度に限りグリーン化特例として軽自動車税が軽減されます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

【対象車両】

平成29年4月1日～平成30年3月31日の間に新規検査(新車登録)を受けた三輪以上の軽自動車で、次の基準を満たすもの。

①電気自動車および天然ガス自動車
(平成30年排出ガス基準達成または、平成21年排出ガス10%低減)

②平成17年排出ガス基準値75%低減達成または平成30年排出ガス基準値50%達成かつ

【乗用】

平成32年度燃費基準値+30%達成車
平成27年度燃費基準値+35%達成車

【貨物】

③平成17年排出ガス基準値75%低減達成または平成30年排出ガス基準値50%達成かつ

【乗用】

平成32年度燃費基準値+10%達成車

平成27年度燃費基準値+15%達成車



遊休農地の活用を支援します

問 農政課 (☎6516522)

市では、遊休農地(過去3年以上作付けされず、草刈り、荒起こし等の管理が行われていない農地)の解消と拡大防止を図るため、地権者から農地を借り受けて再生・活用する持続的な取組に対し、3年間を上限に補助金を交付します。現在、申請を受け付けていますので、活用を検討する農業者(団体)は、早めにご相談ください。

- 【補助額(補助1年目)】
- 景観作物の作付(団体のみ対象) 4,000円/アール
 - 獣害対策の緩衝帯となるような農地の保全管理(団体のみ対象) 2,000円/アール
 - 農作物(水稲を除く)、花の作付 7,000円/アール
 - 主食用以外の水稲の作付 5,000円/アール
- ※取組面積10アール以上が対象です。
※自己所有地や「中山間地域等直接支払交付金」「多面的機能支払交付金(まるごと事業)」の交付対象地は対象外です。
※相談・申請の前に活動を開始された場合は対象になりません。

問合せ・申請先

農政課(本庁舎2階)
(☎6516522)
北部振興局農林課
(☎8215902)

農振除外等の申出手続きを受け付けます

問 農政課 (☎6516522)

長浜農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について、除外等の申出を受け付けます。農振変更を伴う土地の利用計画を検討している人は、必ず期限内に事前協議を行ったうえで必要書類を提出してください。

○受付区分

- ・農振除外申出(青地→白地)
- ・農振編入申出(白地→青地)
- ・軽微変更申出(農業用施設を建てる場合など)

○申出手続き

【事前協議】
3月1日(木)～30日(金)
平日8時30分～17時15分

【受付期間】

4月2日(月)～20日(金)
平日8時30分～17時15分

※事前協議の結果、要件を満たす見込みのあるものが対象です。また、すべての添付書類が揃った申出書のみ受け付けます。

※農業用施設用地への用途区分の変更(軽微変更)については、随時受け付けます。

【申出書の様式等】

農政課にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

※制度の概要や除外要件など詳しくは、市ホームページでご確認ください。

【その他】

・計画の変更には県の同意が必要で、受付期間終了から農振除外まで概ね6か月程度かかります(内容によっては、それ以上かかる場合もあります)。
・計画の変更は個人の申出であっても市全体の計画に関係するものであるため、すべての申出が認められるとは限りません。また、関係機関との協議の結果、農振除外できない場合があります。

問合せ・提出先

農政課(本庁舎2階)
(☎6516522)